

岡山市長 大森雅夫様

岡山市監査委員 重松浩二郎
同 土居幸徳
同 中原淑子
同 吉本賢二

随時監査の結果について

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施に伴う所管課の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

1 監査対象及び範囲

区分	所管課	団体名	監査対象事務等
財政援助 団体監査	産業観光局 商工部 産業政策課	株式会社トスコ	岡山市都市型サービス 産業推進事業補助金
公の施設の 指定管理者監査	市民生活局 スポーツ文化部 スポーツ振興課	株式会社ファジアーノ 岡山スポーツクラブ	政田サッカー場管理業務
	保健福祉局 保健福祉部 保健管理課	特定非営利活動法人 なでしこ会	障害者生活支援センター 管理業務

2 監査の実施場所及び期間

監査委員室

令和4年9月1日から令和4年10月31日まで

3 監査の着眼点及び実施内容

令和4年9、10月に実施した財政援助団体等監査に伴い、所管課の令和3年度の事務が、法令等にのっとり適正に行われているかどうかを主眼とし、抽出した関係書類について、岡山市監査基準に準拠して証憑突合、質問等の手法により監査を実施した。

4 監査の結果

(1) 補助金の執行に係る所管課業務について

令和3年度における補助金の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

(2) 公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について

令和3年度における公の施設の管理業務の執行に係る所管課業務について、関係書類等を監査した結果、事務処理については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったが、おおむね適正に処理されていた。

なお、改善済みのもの及び今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。